

平成24年度 第1回 学長選考会議議事要録

日時 平成24年5月2日（木） 11:10～13:30

場所 事務局1号館2階会議室

出席者 庄山議長、蟻川、関、中島、橋本、佐藤、関根、西森、岡田の各委員及び事務局長

資料

- 1-1. 国立大学法人東京工業大学学長候補者選考規則一部改正案新旧対照表
- 1-2. 国立大学法人東京工業大学学長候補者意向聴取投票実施細則一部改正新旧対照表
2. 学長選考スケジュール（案）
3. 学長候補者選考における学内公開のヒアリングに関する取扱い（案）
4. 公示（案）

参考資料

1. 国立大学法人東京工業大学学長選考会議名簿
2. 学長任期及び学長選考プロセスの見直しの方針について
3. 学長候補者辞退による新たな学長候補者の選考の取扱いについて
4. 特別調査委員会の設置及びこれに伴う学長の任期の延長に関する規則
5. 国立大学法人東京工業大学学長選考会議規則
6. 国立大学法人東京工業大学学長候補者選考規則
7. 国立大学法人東京工業大学学長候補者意向聴取投票実施細則
8. 学長候補者の選考の告示（平成23年3月25日）

席上配付資料

1. 学長候補者選考規則等の一部改正及び次期学長選考について

- 事務局長から、議長選出までの間、会議を進行する旨提案があり、これを承認した。
- 事務局長から、参考資料1に基づき、学長選考会議規則第2条の規定に基づき選出された構成員の紹介があった。
- 平成23年度第11回学長選考会議議事要録（案）については、一部修正することとしてこれを承認した。

○ 議題

1. 議長の選出について

事務局長から、参考資料5に基づき、議長の選出については、学長選考会議規則第6条第1項の規定に基づき委員の互選によることとされている旨の説明があり、互選の結果、庄山委員を議長に選出した。

また、事務局長から、同規則第6条第3項に基づく「あらかじめ議長が定めた者」の指名が必要であることの説明があり、議長が西森委員を指名し、議長に事故がある時は、

西森委員が議長の職務を行うこととした。

2. 国立大学法人東京工業大学学長候補者選考規則及び国立大学法人東京工業大学学長候補者意向聴取投票実施細則の一部改正について

事務局長から、資料1-1, 1-2及び参考資料2に基づき、本規則及び細則の一部改正について説明があり、審議の結果、これを承認した。

主な意見は以下のとおり。

- ・高潔性を如何に担保するか。これについては様々な意見があり、これまで本会議で相当議論してきた。結論としては、推薦者に確認願ひ、本会議がそれを評価するという形になったものである。
- ・経理処理問題や情報漏えい問題というのは、本会議で議論することではなく、大学のガバナンスの問題である。大学として、学内の倫理感を徹底していただく必要があるのではないか。
- ・学内には、本会議でどのような議論が行われ、どのような根拠で学長選考が行われているかがわかりにくいという声がある。誤解を招かぬよう、本会議の透明性を高めることが必要であり、今後は、できるだけ風通しを良くし、本会議の審議状況をきちんと学内に伝える必要があるのではないか。
- ・学内から、投票権者に技術専門員や助教を加えてほしいという意見があるが、投票権者の急な拡大は、かなり大きな影響を与えることになる。今回は緊急事態なので、選考方法等の改善は、3月30日本会議決定の「学長任期及び学長選考プロセスの見直しの方針について」の範囲にとどめ、それ以外は、今後の検討課題とすべきである。

3. 学長選考の進め方について

(1) 学長選考スケジュール(案)について

事務局長から、資料2に基づき、学長選考スケジュール案について説明があり、審議の結果、今後の学長選考会議については、日程調整することとし、その他については原案のとおり、これを承認した。

なお、委員から、第一次と第二次の意向聴取投票の期間をもう少し短縮できないかという意見があったが、学内公開ヒアリングについては、事前に投票権者からの質問を受け付けることになるが、学長候補者が決まらなければ質問内容が決まらない可能性があること、今回から不在者投票を行うため、その期間を確保する必要があることなどを踏まえ、今回のスケジュールとなったもので、期間の短縮は非常に厳しいという理由で短縮しないこととした。

(2) 学長選考における学内公開ヒアリングの実施について

事務局長から、資料3に基づき、本ヒアリングの実施方法について説明があり、審議の結果、これを承認した。なお、技術的に可能であれば、田町キャンパスにも画像を配信することとした。

(3) 学長候補者選考の公示について

事務局長から、資料4に基づき、学長候補者選考の公示案の内容について説明があ

った。審議の結果、文言の一部修正を行うこととしたほか、投票権者の在職基準日が1回目と2回目で異なることについては、1回目に投票していないのに、2回目に投票するのは違和感があるので、投票権者は両方とも6月1日現在の在職者として確定し、それ以降に新たに加わった教職員については加えないこととしてはどうかという意見があり、同意見のとおりとすることでこれを承認した。

なお、本公示案には、投票日等の学長候補者意向聴取実施委員会で決定すべき事項が含まれているため、5月8日に開催予定の意向聴取実施委員会で投票日等について審議決定された後、あらためて本会議の各委員に書面審議いただきたい旨の説明があり、審議の結果、これを承認した。

4. 学長候補者選考規則等の一部改正及び次期学長選考について

議長から、席上配付資料に基づき、これから新たな学長候補者選考を開始するにあたり、学内に向けた本会議のメッセージとして、本資料を本学ホームページに掲載したい旨の説明があり、審議の結果、文言を一部修正することとしてこれを承認した。

なお、最終的な文言等の修正及びホームページへの掲載時期については、議長に一任することとした。

5. その他

(1) 次回開催について

総務課長から、次回は6月1日（金）15：00から、事務局1号館2階会議室で開催する旨の案内があった。

以 上